○稲田委員　ありがとうございました。
　ということは、ウクライナでも対象犯罪を限定しているわけではないということでございます。
　さらに外務省にお伺いいたしますが、では、国際組織犯罪防止条約の言う重大な犯罪を長期四年以上のものにすると定められているものを、長期五年以上とか、民主党修正案のように長期五年を超えるものに変更する留保を付すことができますでしょうか。

○伊藤大臣政務官　お答え申し上げます。
　結論から申し上げると不可能でございますが、御説明申し上げます。
　本条約で言うこの重大な犯罪を長期五年以上または五年超の自由刑を定めた犯罪に限定して、長期四年以上五年未満または五年以下の自由刑を定めた犯罪を排除するとの趣旨の留保を付すことは、法定刑に基づく一律の基準により定められた重大な犯罪を対象として共謀罪等を設けることをすべての締約国に義務づけることにより組織的な犯罪を実効的に防止しようとする本条約の趣旨、目的に反するものでございます。そしてまた、ウィーン条約法条約第十九条に規定しているとおり、本条約上、そのような留保を付すことは許されないものと考えております。
　現在までに本条約を締結した国において、重大な犯罪の範囲を限定するような留保を付した国があるというふうには承知しておりませんで、かかる理解は国際社会においても広く共有されていると考えております。

○稲田委員　次に、外務省にさらにお伺いいたします。
　国際性の要件についてでございますが、条約三十四条二項では、条約五条の共謀罪や条約二十三条の司法妨害罪は国際的な性質とは関係なく定めるとされています。これに対して、国際性を規定することは何ら問題がないという意見がございますが、この条約の解釈として、国際性を国内法で規定することはできるのか、外務省の見解をお伺いいたします。

○伊藤大臣政務官　お答え申し上げます。
　結論から申し上げますと、国際性の要件をつけることはできないということでございます。
　国際組織犯罪防止条約第三十四条には、第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪については、各締約国の国内法において、第三条１に定める国際的な性質とは関係なく定めると規定されております。これは、国際性の要件とは関係なく定める、つまり、各国の国内法において、国際性を要件とすることなく犯罪化することを義務づけた規定であるというふうに解されます。したがって、この第五条のいわゆる共謀罪や第二十三条の司法妨害罪を国内法において犯罪とする場合に国際性の要件をつけることは、本条約第三十四条２によりできないというふうに考えます。

○稲田委員　関連いたしまして、条約三十四条一項で「締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる。」と定められている規定を根拠に、国際性の要件を付すことを禁止している三十四条二項について留保した上で、国際性の要件を付すべきであるという意見があります。国際性の要件をつけるような留保をつけることが可能であるか、外務省の御意見をお伺いいたします。

○伊藤大臣政務官　お答え申し上げます。
　可能ではございません。
　本条約第三十四条２の規定は、法の抜け道を巧みに利用して行われる国際的な組織犯罪の実態に適切に対応するために、その防止に有効であり、またその取り組みの必要性が特に高い行為類型について、国際的な性質の存在を要件とすることなく犯罪とすることを各国に義務づけたものでございます。これは、国際的な組織犯罪への効果的な対処を目的とした本条約のまさに中核をなす規定であると考えられますので、したがって、かかる規定に留保を付すことはできないというふうに考えております。
　また、本条約第三十四条１は、「締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる。」と規定しております。ここで言う「自国の国内法の基本原則」とは、各締約国の憲法上の原則等、国内法制において容易に変更することができない根本的な法的原則を示すものと解されております。
　我が国の場合、罪刑法定主義、適正手続の保障等がこれに当たるものと考えられますが、国際性を要件としないで共謀罪等を定めることは、我が国の国内法の基本原則に反するようなものではないというふうに考えております。

○稲田委員　ありがとうございます。
　そうしますと、今の外務省の御回答で、例えば、重大性の要件を加重するとか、また国際性の要件を付すということは、本条約に違反しており、できないというふうにお伺いしてよろしいですか。

○伊藤大臣政務官　そのとおりでございます。

○稲田委員　それでは、与党修正案についてお伺いいたします。
　伊藤政務官、どうもありがとうございました。
　まず、構成要件の明確性の観点から、早川委員にお伺いいたします。
　法案の、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」という構成要件の団体の活動に市民団体や労働組合の活動も入るのではないかというのが、前国会の当委員会でも問題になりました。
　この点、修正案では、「団体の活動として、」の「活動」の後ろに括弧書きで「（その共同の目的がこれらの罪又は別表第一に掲げる罪を実行することにある団体に係るものに限る。）」と入れたわけですが、このように修正することによって、修正前とどこがどのように変わったのでしょうか。